

事業者の皆様へ

令和3年4月1日より本市発注工事において新たな制度が適用されます

地域建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行するなか、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、若手技術者等「担い手」の確保・育成が重要な課題となっており、建設現場の就労環境等の改善が求められているため、本市発注工事においても令和3年4月1日より以下の実施要領を適用し、建設現場の環境改善を促進します。

### 福島市土木工事週休2日確保モデル工事实施要領（試行）

※令和3年度は試行期間とし、対象工事を限定して取り組みます。

#### 【対象工事】

土木工事のうち、次に該当するもの以外の工事。

- ・災害復旧工事等、緊急性のある工事
- ・工程上の制約により、休日の確保が困難であると判断される工事

#### 【制度概要】

受注者希望型を基本として発注し、受注者が本制度に取り組むかを判断します。

週休2日確保の実績に応じて、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率を補正します。

週休2日確保の実績は現場閉所を行った日数により、以下の3種類に区分して補正します。

- ① 4週8休以上
  - ② 4週7休以上4週8休未満
  - ③ 4週6休以上4週7休未満
- 4週6休未満は補正の対象外となります。

### 福島市建築・設備工事週休2日促進工事实施要領（試行）

※令和3年度は試行期間とし、対象工事を限定して取り組みます。

#### 【対象工事】

建築・設備工事のうち、次に該当するもの以外の工事。

- ・災害復旧工事等、緊急性のある工事
- ・工程上の制約により、休日の確保が困難であると判断される工事

#### 【制度概要】

受注者希望型を基本として発注し、受注者が本制度に取り組むかを判断します。

週休2日確保の実績に応じて、労務費を補正します。

週休2日確保の実績は現場閉所等を行った日数により、以下の3種類に区分して補正します。

- ① 4週8休以上
  - ② 4週7休以上4週8休未満
  - ③ 4週6休以上4週7休未満
- 4週6休未満は補正の対象外となります。

## 福島市熱中症対策に関する現場管理費補正実施要領

### 【対象工事】

主たる工種が屋外作業である土木工事のうち、次に該当するもの以外の工事。  
・ 建築関係工事積算基準を適用した工事

### 【制度概要】

真夏日の日数の実績に応じて、現場管理費を補正します。

## 福島市建設現場快適トイレ設置工事实施要領

### 【対象工事】

土木工事及び建築・設備工事のうち、次に該当するもの以外の工事で、受注者から制度適用の希望があったもの。

- ・ 災害復旧工事等、緊急性のある工事
- ・ 借用スペース（敷地）の制限が大きい等、現場の状況により設置が困難であると判断される工事

### 【制度概要】

「快適トイレ」標準仕様の仮設トイレを設置した実績に応じて、共通仮設費を補正します。女性が現場にいない場合を除き、男女別で各1基以上設置することが条件となります。男女別で1基ずつ、計2基まで補正の対象となります。

#### 「快適トイレ」の標準仕様

次に該当するもの全てが備えられていることが条件となります。

- ① 洋式便座
- ② 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ③ 臭い逆流防止機能
- ④ 容易に開かない施錠機能
- ⑤ 照明設備
- ⑥ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）
- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ⑨ サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- ⑩ 鏡と手洗器
- ⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品